

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和7年度 第1回 松阪市教育改革推進会議
2. 開催日時	令和7年11月17日（月）午後2時00分～午後4時17分
3. 開催場所	松阪市教育委員会事務局 教育委員会室
4. 出席者氏名	（委員）○岡野委員、○中村委員、竹内委員、安岡委員、布引委員、福田委員、鈴木委員、尾崎委員、橋本委員 （○会長 ○副会長） （事務局）中田教育長、若山事務局長、熊野事務局次長、西浦参事兼教育総務課長、吉田スポーツ課長、山下スポーツ担当監、鈴木中部台管理事務所長、小泉生涯学習課長、山本生涯学習課長補佐、赤塚松阪公民館担当監、森本青少年育成係長、杉田生涯学習係長、下倉主幹兼教育政策係長
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	0人
7. 担当	松阪市教育委員会事務局 教育総務課 電話 0598-53-4381 FAX 0598-25-0133 e-mail syom.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- ①松阪市総合体育館（三十三銀行アリーナ）の改修について
- ②公民館の在り方について
- ③放課後児童クラブ指定管理者制度導入について

議事録

別紙

【令和7年度 第1回 松阪市教育改革推進会議 議事録】

1. 日 時 令和7年11月17日（月） 午後2時00分～午後4時17分
2. 場 所 松阪市殿町1315番地3 松阪市教育委員会事務局 2階 教育委員会室
3. 出席者 委 員：岡野委員、中村委員、竹内委員、安岡委員、布引委員、福田委員、鈴木委員、尾崎委員、橋本委員
事務局：中田教育長、若山事務局長、熊野事務局次長、西浦参事兼教育総務課長、吉田スポーツ課長、山下スポーツ担当監、鈴木中部台管理事務所長、小泉生涯学習課長、山本生涯学習課長補佐、赤塚松阪公民館担当監、森本青少年育成係長、杉田生涯学習係長、下倉主幹兼教育政策係長

4. 内 容

- 1 教育長あいさつ
- 2 委嘱状の交付
- 3 自己紹介
- 4 会長・副会長選出
- 5 協議事項
 - ①松阪市総合体育館（三十三銀行アリーナ）の改修について
 - ②公民館の在り方について
 - ③放課後児童クラブ指定管理者制度導入について
- 6 その他

内容は以下のとおり

司会

定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第1回松阪市教育改革推進会議を開催させていただきます。

まず、「会議の公開について」でございますが、松阪市が定める「審議会等の公開に関する指針及び運用方針」に基づき、松阪市が行う会議は原則公開と定められておりますことから、本日の会議におきましても、公開とさせていただきますので、ご了承のほど、お願いいいたします。

現在のところ傍聴の申し出はございませんでしたので、ご報告申し上げます。

そして本日中田教育長は体調不良のため欠席させていただいています。ご了承のほどよろしくお願いいいたします。

それでは、事項1、教育長からごあいさつとなっておりますが、事務局長の方からごあいさつを申し上げます。

(事務局長からあいさつ)

司会

続きまして、事項 2 の「委嘱状の交付」に移ります。事務局長から委員の皆様に委嘱をさせていただきます。順にお名前をお呼びしますので、その場でご起立をお願いいたします。

(事務局長から委嘱状の手渡し)

司会

次に、事項 3 の「自己紹介」に移ります。本日は、委員改選後第 1 回目の会議ということで、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

(各委員から自己紹介)

司会

次に、事項 4 の「会長・副会長の選出」に移ります。この会議の会長、副会長につきましては、条例第 5 条の規定によりますと、委員の互選により定めることとしておりますが、いかがさせていただきましょうか。

委員

事務局の方から「今年 3 人代わられた」との発言があり、他の方は引き続き委員をしていただいているということを耳にしました。もし会長さん、副会長さん、去年の方がいらっしゃるのであれば、今まですごく活発な意見が出ていたということも伺っておりますので、引き続きお願いできたらありがたいなと思っております。いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

司会

ありがとうございます。それでは岡野委員に会長を、中村委員に副会長をお願いさせていただきます。

岡野委員、中村委員におかれましては、それぞれ会長席、副会長席にご移動ください。

(座席移動)

司会

それでは、会長、副会長から一言ずつご挨拶を頂戴いたします。

(岡野会長、中村副会長あいさつ)

司会

ありがとうございました。ここからは、事項書に従いまして、岡野会長に議事進行をお願いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

会長

それでは皆さんよろしくお願ひいたします。 まず協議事項①松阪市総合体育館（三十三銀行アリーナ）の改修について事務局より説明をお願いします。

（事務局 説明）

会長

ただいま説明がありました。この事項は委員の皆さまから、論点につきましての意見を求めるものでございます。事務局からの説明に対しご意見お願いいたします。

委員

改修のイメージがわきづらいです。予算も多くかかると思うのですが、どのようなイメージをお持ちですか。

事務局

スポーツ施設の耐震診断の基準が変化し、最新のもので診断した結果、屋根の部分で一部耐震性が怪しい場所がありました。また近年の夏の高温な時期には熱中症の恐れがあり、空調設備の導入が必要になってきます。長寿命化をする方向が示されていますので、それにあたって施設を整備していく必要がございます。松阪市総合体育館（三十三銀行アリーナ）は昭和50年にできた建物のため、例えばバリアフリーやユニバーサルデザインといった部分で一部改修は行っていますが、今の建物に比べ劣る部分もございますので、このような部分を含め改修のイメージを持っております。

委員

三十三銀行アリーナの観客席は一方しかないです。この部分は何か考えていますか。

事務局

三十三銀行アリーナに足を運んでいただいた方はお気づきだと思いますが、ステージが正面にあり、観客席が一方にしかございません。そういう部分も一部変えられるのではないかという話は内々ではあがっております。

委員

今後どれくらいの期間、三十三銀行アリーナを使う想定ですか。

事務局

あと30年は使いたいと考えています。

松阪市公共施設等総合管理計画という公共施設に対する考え方の計画があり、そちらの方では建物ができるから80年という期間を使うという数字が示されております。こういったことから三十三銀行アリーナは現在50年経過しているため、あと30年は使いたいと考えています。

委員

空調がなかったということは今までエアコンがなかったということですか。

事務局

三十三銀行アリーナ内の競技場部分はありません。

委員

外壁等の見た目がキレイになると子どもがいる保護者の立場では、行きたくなります。このことについては何か考えていますか。

事務局

外壁等につきましては、汚れていたり、一部ひびが入っていたりという状況がございます。できれば、そういった部分も含めて、あと30年使うという前提の中で、整備をしていきたいというふうに考えております。

委員

空調設備というのは冷房のみですか、暖房については考えていますか。

事務局

今の三十三銀行アリーナはスポーツをされる人向けに設計されています。今後はスポーツをする人以外の人に向けても改修を考えていく予定ですので、暖房につきましても検討させていただきます。貴重なご意見ありがとうございます。

会長

スポーツの選手だけでなく、観客等に配慮した貴重なご意見でした。

委員

松阪といえば子育てしやすい町、スポーツの町となってきています。防災拠点としても考えていくということで、誰もが使いやすい大事な拠点にしていくというスポーツが関わる町づくりだと思いました。防災の観点では先ほど挙げられた空調設備の件で、暑い夏だけでなく寒い冬についても考える必要があり、様々な場面を想定した拠点があれば市民にとっても安心材料になるなと思いました。

アンケート項目でトレーニング室の利活用についてあげられていますが、この空間の有効活用が大事になってくると思います。多目的室や会議室、授乳室といった有効活用ができると市民にとってのシンボル的、本当の意味で松阪市の総合体育館になりうると思います。そういうところを踏まえ、今までの発想を変えた新しい視点で、子育てのしやすい町、スポーツの町松阪になっていけたらと思います。

そして子どもたち視点では「いつかあそこの大会で優勝するんや」と思えるような施設になつていいといいなと思います。

委員

みえ国体では何のスポーツに使つたか忘れてしまつたが、工夫をして松阪の体育館やつたら代表的に何ができるというのを作つていただけるといいと思います。スケートボードといえば松阪市総合運動公園がありますし、そういうた代表的なスポーツが主張できる施設になるといいと思います。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。委員言つていただいたような老朽化した施設をどのようにして、今までお越しいただかなかつた新たな方を呼び込む施設に変えていくかご意見いただければと思います。

委員

中学校の現状で言わせていただくと、クラブ活動の卓球で三十三銀行アリーナを活用させていただいています。バスケットボールであればメインコートとサブコートが必要ですが、そこは現実的には難しいと思います。

利用する立場から申し上げますと、空調も含め、防災の耐震の観点を持ついただき、安心して利用できるということが大事だと思います。

委員

最後の大会は学校の体育館ではなく、三十三銀行アリーナといった会場で行いたいと子どもたちは考えると思います。また自分が体育館を借りる時に、津の方にキレイな体育館がありそちらを使いたいと思う部分もあります。使いたいと思える魅力ある体育館に、災害に持ちこたえられるといった面も含め、考えていただきたいです。

委員

安全性を考え、耐震が一番大事だと思います。見る側も楽しんで応援できるような、いろんなお考えがあると思うので、この方向性で進めていただきたいです。

会長

従来の体育館のイメージをどのように変えていこうとしているのか、示していただくとわかりやすいです。多様な年代の人向けた施設の利用のため、どこの目線に対する施設改修なのか、可視化できる資料を次回頂きたいです。

委員

三十三銀行アリーナは大会をするだけのところで、すごく照明が暗いイメージがあります。

どうにかしていただけると助かります。

会長

続いて協議事項②公民館の在り方について事務局より説明をお願いします。

(事務局 説明)

会長

ただいま説明がありました。この事項も委員の皆さまから、論点につきましての意見を求めるものでございます。事務局からの説明に対しご意見お願いいたします。

委員

社会教育委員をさせていただいている。生涯学習の公民館活動では、スポーツのことよりも年齢層が上がります。市負担が大きい状態で市民の方への負担が少し上がるとのことで、私はやむを得ないと思うのですが、皆さんはどういった考え方ですか。

委員

社会教育委員を私もさせていただいている。生涯学習は日々大事だなど考える中で、使用料は飯南飯高のほうと本庁の方で一概に考えるというのは難しいと思います。生涯学習担当を置くということは、担い手が誰になるのか。コミュニティセンター化しても、現在生涯学習活動に携わっていただいている方の意見を聞くのも大事です。地域が行う生涯学習への支援体制の図を具現化していく上で、何が必要なのか教えていただき、議論を活発にしていきたいです。また、松阪公民館は現状で、支援する体制にありますか。

今は生涯学習の窓口が公民館にあるようなイメージで、コミュニティセンター化して公民館が地域づくり連携課の管轄になり、不易な部分が生じることもあると思います。街づくりも重視される中で、生涯学習のことも重要視しなければいけません。

19ページに「利用が固定化し、趣味的な活動となっているサークル」と表記されているのが、17ページの松阪市のサークル活動の成り立ちに書いてある「公民館共催団体」とイコールになっているのか、どのように利用者を定義づけしているのか教えていただきたいです。公民館の趣味クラブ・サークルへの使用料徴収について考えるに至って、まず趣味クラブ・サークルとは何かというところの共通理解が必要です。また公的なサークルと認められる基準も教えていただきたいです。

事務局

今までの生涯学習はこれからもやっていけるようにするのは大前提として持っています。各住民自治協議会に生涯学習を担当する人を、年度当初に指名していただく体制をとっていきたいと思います。公民館から各コミュニティセンターに指示や支援をする場合も、その方を通す体制づくりをしていこうと考えております。

松阪公民館の人員は6人体制で現状仕事を進めておりますが、人材登用を含め組織強化を

図つていく必要があります。松阪公民館はこれまで他の公民館を取りまとめる仕事は行っていなかったため、地域支援員を経験したことがある方や物事を統括的に考えられる人材を増やす、もしくはこれまでの人材を育成していきたいです。

飯南・飯高の場合は本庁内に比べ利用者の年齢層が高いことから、使用料の徴収に対して課題があると考えています。

17ページに記載されていますように、松阪市の方は「自発的な学習活動に意欲のある個人同士が同じ活動目的をもって組織する」とサークルになることができます。その時限り利用するという方には有料で使用いただき、学びの要素があれば、どなたでも利用できます。文化グループというのは各公民館によって基準が違いますが、構成員が何人以上、活動内容や、月何回利用するかという申請を受け、教育委員会が認定をした団体のことです。文化グループは予約が優先的になり、各公民館によって異なりますが概ね使用料を全額減免している状況です。今の所月4回までは使えることにしていましたが、各公民館によって使用料や使用頻度の条件が異なることについてもこれからどのようにしていくべきか、皆様にご意見をいただきたいです。

委員

小さな公民館はなくなるということですか。そこで働いていた職員さんはどうなるのでしょうか。

事務局

コミュニティセンター化の話になると思います。4ページに記載されている、5つの公民館が45公民館内の内の、公民館として利用できる公民館です。言い方を変えれば、地区にある公民館は全てコミュニティセンター化して、社会教育法から外れ、地域が使いやすいようになります。人員配置については公民館長と主事がいるのですが、コミュニティセンターでは公民館長分の給与を住民自治協議会へ予算化し、引き続き職員は働いていただく予定です。

委員

4ページに松阪公民館が中央公民館として、今後は住民自治協議会の生涯学習活動に対する支援を行っていくと書いてありますが、現状としてはその支援体制の仕組みがないと書いてあります。支援体制があるからこそ、地域へ事業の実施主体を移行することができると思います。これはどのようにしていくつもりですか。

事務局

生涯学習推進連絡協議会という組織を立ち上げる予定です。今のところ、公民館連絡協議会という名でそれぞれの公民館と連絡体制が取れているものが、更に磨きをかけ、生涯学習推進連絡協議会になります。現行の公民館活動をしっかり行い、地域をまとめていくために、生涯学習推進連絡協議会を立ち上げ、住民自治協議会と連携体制を取りながら、生涯学習推

進連絡会議を通じて支援員とも情報交換を密に行います。

委員

今までの公民館の仕事にプラスして、支援員の仕事が増えてくるということですね。

事務局

おっしゃる通りです。しかし組織体制のことについては、ほとんどの公民館の管理が地域づくり連携課に移ります。そのため事務の大半が地域づくり連携課に生じるわけですが、我々としては生涯学習の質を維持、向上していくための配慮や戦略を考えていかなければいけません。

人的には人材登用や現行の人材のスキルの向上や組織を磨き上げ、より効率的に各事業の生涯学習担当者の情報収集及び意見交換を、まずは来年から進めていく必要があると考えています。

委員

地区の人たちの生涯学習活動に支障をきたさないことが大事だと思います。年度の変わり目で大変だとは思いますが、最大限支援できることを頑張っていただきたいです。

会長

他にご意見よろしいでしょうか。次回も引き続きご意見をいただくということで、本日はこれまでとさせていただきます。それでは最後の協議事項に参りたいと思います。

協議事項③放課後児童クラブ指定管理者制度導入について事務局より説明をお願いします。
(事務局 説明)

会長

ただいま説明がありました。この事項も委員の皆さまから、論点につきましての意見を求めるものでございます。事務局からの説明に対しご意見をお願いいたします。

委員

慢性的な人員不足の解消、待遇面の改善が大事だと思います。利用者数も増えてきているとのことで、施設についての考え方等、総合的な考えは何かありますか。

事務局

支援員不足というのは、どこのクラブからも相談をいただきます。しかし、国基準の最低40人の子供に対して2人の支援員を付けるといった基準は、きちんと満たしております。求人に関しては、ハローワークや市のホームページに記載をして行っています。最近では、シルバー人材センターに依頼するように通知が国から届いていることもあります、様々な形で人材を探しております。

松阪市こども計画の方では、児童の数は減っていくが、放課後児童クラブを利用する児童数は増えていくという推計もあります。施設のキャパシティの問題もありますが、こども家庭庁から出ている放課後児童対策パッケージでは、学校と連携して放課後の空き教室を使うといったことも記されています。他市では放課後児童クラブを福祉部局が担当しているところもありますが、松阪市では教育委員会事務局が行っていて、学校と連携が取りやすい利点があります。施設についても学校と協力しながら考えていく必要があります。

委員

児童が高学年になると、支援員の話を聞かない者も多くいます。支援員の研修の機会も必要になってくると思います。

事務局

研修はもちろんながら行っていて、それに加え意見交換の場も作っております。起こってしまった事件からどのように対処するのか、指導するのか、テーマを設けて意見を持ち寄っています。そのような支援員のスキルアップできる場を更に作っていきたいと思います。

委員

PTA の会長をさせていただいている。児童クラブにおいて会計をしたことのない保護者の方が、会計を担っています。児童クラブに子どもを預けると、運営を行わなければいけないため、児童クラブに入れられないから働きたくても働けないということも耳にしました。金額が高くなってしまっても、保護者の負担のへりを教えていただければ、もっと納得いただけると思います。

事務局

提言書の 7.8 ページをお願いします。保護者会運営を負担に感じる保護者は多く、保護者負担を理由に放課後児童クラブを利用しない方はいらっしゃいます。これを解消するために、民間に運営を委託するよう制度を変えていき、民間委託が少しずつ進み、運営が民間委託と保護者負担の部分が半々程度になっていきました。その部分はしっかり課題としてとらえているため、指定管理者制度の導入によりこの課題を解決、改善していきます。

委員

共働きで働いている親の立場からすると、保護者が運営をするというのはやはり負担があります。支援員の方にすごくお世話になっていて、学校の一部を借りて放課後児童クラブをやらせていただいているのですが、保護者負担が少しでも減らせられればと思います。

委員

不満があるのに解消されない理由として、委員割引があるといった声を聴きます。また、民間移行されたことで、放課後児童クラブのあり方が破綻してしまったところもあるという

ことも耳にしました。現委員会が動かない理由もありますが、新しい保護者の方からしたら不安になる部分もあると思います。

委員

松阪市が主体となって、子どもの最善の利益を一番に考えることが大事です。放課後児童クラブの質の確保が、大事になってくると思います。人によって価値観も様々であるため、質の確保の質はどういったものか考える必要があります。

再編活性化もしていく中で、学童保育を行う場所も変わってく中で、校区の連携を図ることも大事です。中学校区ごとで業者さんにお願いすることで、仮に小中学校の形が変わったとしても、その業者さんが変わらなければ、大きな混乱は子どもたちに招かず、子どもたちの最善の利益に繋がるのではないかと思いました。子どもの最善の利益を真ん中に、指定管理制度の方法をご提言いただきたいです。

委員

支援員だけが支援するのが特別支援ではないです。わざわざ特別支援をここに入れる必要というのはないと思います。

事務局

この放課後児童クラブ指定管理者制度導入についての論点で「特別支援や配慮すべき事項について」を入れた理由を述べます。放課後児童クラブの利用料に関して言うと、ひとり親家庭の割引があります。また、障がいがある児童が放課後児童クラブ入ると、障害児等受入対応職員配置加算という補助金が出ます。生活困窮している方に対しても何か支援の方法はないかご意見をいただきたいと思って、この論点を挙げさせていただいている。

委員

指定管理者の募集の仕方について、枠にはめずにある程度自由に行なうことが大事になってくると思います。自由に民間側に任せられる方が、良いアイデアが出てくると思います。採算は合わせないといけませんので、そのバランスは必要になってきますが。

委員

女性ばかりの職場で16時以降の人員はとても減ります。お金を出しあって、子どもを見ていただくため、企業からの支援を求めるというのはいかがですか。

事務局

企業によっては、自社で子どもを預かるサービスを行っているところもあります。地域にある複数企業が出資して子どもを預かるサービスを行うという事例はわからないので、その部分は情報収集や研究をさせてください。

委員

児童数は減っていますが、学童の希望者数が増えている現状があります。

松阪市ではないのですが、私には小学1年生の子どもがいて、今は学童に子どもを預けているのですが、来年学童に入るのは難しいと言われました。松阪が子育てしやすい街として成長していくためにも、よろしくお願ひいたします。

事務局

現状、支援員不足でそのような状況があるのも事実でございます。そこについては課題として捉えております。

委員

支援員というのは保育に従事するのですか。

事務局

はい、その通りです。

委員

保育という形になると難しい部分があると思います。金額は高くなってしまいますが、学習塾と松阪市が合わさって、学習的なものも補充するということに、非常に興味を持っています。次回このようなことにも焦点を当て、議論していきたいです。

会長

それでは3件とも、引き続きご意見いただくという流れになりました。事務局の方、またよろしくお願ひいたしたいと思います。委員の皆様におかれましては、熱心なご議論ありがとうございます。

本日の協議事項はすべて終了しましたので進行事務局にお返ししたいと思います。

司会

長時間のご議論ありがとうございました。

次回についてですが、1月末もしくは2月に開催させていただきたいというふうに考えております。日程につきましては、各委員様に調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その他につきまして、委員の皆様から何かございましたらお願ひいたします。

(委員から「なし」の声)

司会

それではこれをもちまして、令和7年度 第1回松阪市教育改革推進会議を終了いたします。ありがとうございました。

(16:17 終了)